

写

元生畜第567号  
令和元年9月10日

食料・農業・農村政策審議会  
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

諮 問

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の2第1項の規定に基づき酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

元生畜第643号  
令和元年9月10日

食料・農業・農村政策審議会  
会長 高野 克己 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛

諮 問

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の2第1項の規定に基づき家畜改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、鶏の改良増殖目標についてもこれに準じて定めたいので、併せて意見を求める。